

商工会かわら版

NO 27 号 平成 29 年 9 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326
大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★島根県の最低賃金が改正されます
時間額 740 円 (予定) (H29 10/1~)

最低賃金は、都道府県ごとに決められており、毎年改定されています。

今年は前年の時間額 718 円から 22 円増の時間額 **740 円**が島根県の最低賃金です。(予定)

最低賃金は年齢に関係なく、パートやアルバイトなどを含め、全ての労働者に適用されます。

最低賃金未滿の労働契約は無効となりますので、ご注意ください。

★平成 31 年 10 月 1 日~
消費税の軽減税率制度が実施されます

《軽減税率ってなに?》

- ・実施時期は?→平成 31 年 10 月 1 日~
- ・税率は? →標準税率 10%
軽減税率 8%
- ・対象品目は?→酒類・外食を除く飲食料品
週 2 回以上発行される新聞

◎浜田税務署主催で「軽減税率制度説明会」が行われます。

H29.10.4 (水) 14:00~15:30

H29.10.5 (木) 10:00~11:30

浜田合同庁舎 2F 大会義室 (片庭町 254)

※上記内容は同じです。

詳しくは、浜田税務署 法人課税部門
(0855-22-0458 (ダイヤルイン)) まで

※同様の説明会は、来年度 当商工会でも計画しています。

★10.11.12 月は
商工貯蓄共済加入推進月間です



- 掛金 1 口 2,000 円 (最大 15 口まで)
期間 10 年
- 死亡保険金 1 口につき 100 万円
(※年齢によって保険額は減額されます)
- 満期がうれしい
⇒30 歳の女性の方が加入された場合は 212,280 円が積立金となります。(年間保険料等 2,772 円、月間保険料 231 円) 中途解約しても積立金部分は返還いたします。
※商工会の商工貯蓄共済をお勧めいたします。

★障害者法定雇用率が引き上げられます。
平成 30 年 4 月 1 日改正

障がい者が地域の一員として共に生きる「共生社会」実現の理念のもと、次のように改正が行われます。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	改正後
民間企業	2.0%	2.2%
行政	2.3%	2.5%
教育委員会	2.2%	2.4%

今まで従業員が 50 人以上の事業所が対象でしたが、改正では 45.5 人以上の事業所が対象となります。

さらに!! 民間企業は、平成 33 年 4 月までには、法定雇用率が 0.1%引き上げられ、2.3%となります。

町内ほとんどの事業所は、45.5 人未滿の従業員数ですが、法定雇用率を努力目標としてください。

★定期巡回訪問のご案内

10 月は定期巡回訪問の月です。
各職員が担当地域を定期巡回致します。

この機会に経営、労働、記帳など、自社の経営課題や資金繰りなど、お困りのことがあればお聞かせください。

よろしく願いいたします。

